

(目的)

第1条 この要綱は、ハンドル形電動車いす(以下「シニアカー」という。)の購入に対し、その費用の一部を助成(以下「補助金」という。)することにより、高齢者が外出する際の利便性の向上と、自立した生活を営むことができる社会の構築を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、引き続き1年以上町内に住所を有し、かつ、その住所地に現に居住している65歳以上の高齢者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) シニアカーを利用して自立した生活を希望する者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)によるシニアカーのレンタルを受けることができない者
- (3) 自動車運転免許証の自主返納者若しくは保有していない者又は自動車運転免許証の所有者であって、今後その更新をしない者
- (4) 町税及びこれに準ずる納付金に滞納がない者
- (5) この要綱の他にシニアカーの購入に関する補助を受けていない者

(補助対象のシニアカー)

第3条 補助の対象となるシニアカーは、町内の販売店から購入した日本産業規格(JIS)T9208に該当するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、シニアカーの購入に要した費用の2分の1以内とし、200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる台数は、利用者1人1台限りとする。

(交付申請)

第5条 第2条の規定に該当する者であって補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 町内の販売店が2か月以内に発行した見積書の写し
- (2) シニアカーが日本産業規格(JIS)T9208に該当することが確認できる書類
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査に当たり、申請者が町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないことを、納付金等納付状況調査書(様式第4号)により確認するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 前条の規定により決定通知を受けた申請者は、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 白川町ハンドル形電動車椅子納品証明書(様式第6号)
- (2) 発行から2か月以内の領収書の写し

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入補助金額確定(変更)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入補助金請求書(様式第8号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金で購入したシニアカーを取扱説明書等に基づき適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に反した使用、貸付等をしてはならない。

2 前項のシニアカーは、契約締結日から起算して1年間は譲渡、交換、売却、廃棄等の処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (3) [前条](#)の規定に反する管理、使用、貸付、処分等の行為があったとき。
 - (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、相当と認める事由があったとき。
- 2 [前項第3号](#)に規定する事項について、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは交付決定の取消しをしないものとする。ただし、使用可能な状態のシニアカーを[第2条](#)の規定に該当する者以外の使用を前提に譲渡又は売却する場合は、この限りではない。
- (1) 天災による破損のほか、シニアカーの使用者(交付決定者等と同一世帯であって[第2条](#)の規定に該当する者を含む。以下この項において「使用者」という。)の責めに帰すべき事由以外の正当な理由により処分等を行わなければならないとき。
 - (2) 取扱説明書のほか、法令等の規定に基づき適正に管理していたにもかかわらず故障などにより交換又は廃棄せざるを得ないとき。
 - (3) 使用者が死亡したとき。
 - (4) その他町長が特別な事由があると認めたとき。
- 3 [前2項](#)の規定に基づき交付決定を取り消したときは、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金交付取消通知書([様式第9号](#))により、当該取消しに係る交付決定者(以下「取消決定者」という。)に通知するものとする。
- (補助金の返還)

第12条 町長は、[前条](#)の規定により交付決定を取り消したとき、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 [前項](#)の補助金の返還は、取消決定者に白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金返還命令書([様式第10号](#))を送付して、返還を命ずるものとする。
- (委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年4月1日訓令甲第15号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現にあるこの訓令による改正前の様式(事項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

附 則(令和5年3月31日訓令甲第13号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

白川町長 様

住 所 白川町

氏 名

電話番号

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成申請書

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて下記のとおり申請するとともに、貴職が職権で私及び同一世帯員に係る町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について調査することに同意します。

記

- 1 購入見積総額 金 円
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 見積書の写し
 - (2) 日本産業規格(JIS) T 9 2 0 8に該当すると確認できる書類
 - (3) 誓約書
 - (4) その他町長が必要と認める書類

※ 申請書に記載いただいた個人情報は、高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助の申請の審査、交付決定及び交付の為に利用します。

様式第2号(第5条関係)

白川町長 様

誓約書

※現在の状況に応じて、いずれかの□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/>	私は、現在自動車運転免許証を所持しておらず、この先も取得しないことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	私は、現在自動車運転免許証を所持していますが、今後、その更新を行わないことを誓約します。また、ハンドル形電動車いす（シニアカー）納品後は、自動車を運転しないこと及び所有の自動車を原則処分することを誓約します。 ※添付書類 自動車運転免許証の写し

誓約に背いた場合は、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金の全額を返還することを確約します。

年 月 日

住所 白川町

氏名

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

白川町長

印

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金決定(却下)通知書

年 月 日付で申請があった白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入補助金の交付については、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助要綱第6条の規定により下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1. 次のとおり交付を決定します。

交付決定額

円

2. 下記事由により、申請を却下します。

却下理由

様式第4号(第6条関係)

納付金等納付状況調査書

内容	滞納の有無	確認日	確認担当課
町民税	有・無	年 月 日	
固定資産税	有・無	年 月 日	
軽自動車税	有・無	年 月 日	
国民健康保険税	有・無	年 月 日	
後期高齢者医療保険料	有・無	年 月 日	
介護保険料	有・無	年 月 日	
保育料	有・無	年 月 日	
水道使用料	有・無	年 月 日	
公営住宅使用料	有・無	年 月 日	
備考			

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

白川町長 様

住 所 白川町

氏 名

電話番号

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金事業を完了したので、白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 事業実績額 | 円 |
| 2 町補助金等額 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| (1) 白川町ハンドル形電動車いす納品証明書 | |
| (2) 領収書の写し | |
| (3) その他 | |

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

白川町長 様

住 所 白川町

販売店名

電話番号

白川町ハンドル形電動車いす納品証明書

下記のとおり、ハンドル形電動車いすを納品したことを証明します。

記

購入者の住所	白川町
購入者の氏名	
メーカー名及び型式	
売買価格	
納品日	

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

様

白川町長

印

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入補助金額確定(変更)通知書

年 月 日付で請求のあった白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入補助金については、下記のとおり補助金を確定(変更)したので通知します。

記

1. 補助金を次のとおり確定します。

確定した補助金の額 円

2. 交付決定額を次のとおり変更し確定します。

変更し確定した補助金の額 円

(額が変更となった理由)

様式第8号(第9条関係)

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金請求書

金 _____ 円

年度白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金として、請求します。

年 月 日

住 所 白川町 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

白川町長 様

(振込先)

金融機関名	銀行 金庫 農協	本支店名	支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	フリガナ	
口座番号		口座名義人	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の写し(記号番号の記載してある部分)を添付してください。

本事業は、 年 月 日交付決定済みであることを証する。

年 月 日 課長 印

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金交付取消通知書

年 月 日付で交付決定した白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金については、下記のとおり交付した金額の全部(一部)を取り消したので通知します。

記

取消額 円

補助金を取り消しすることとなった理由

この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に白川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付を取り消した白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

返還命令額 円

本通知を受け取った日から起算して2か月以内に同封した納付書により、速やかに返還願います。(返還期限: 年 月 日まで)